

入札・契約に係る関係要領等の一部改正等のお知らせ

令和4年12月
山 口 県

令和5年1月1日より施行される「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」に伴い、以下のとおり入札・契約に係る関係要領等の一部改正等を行いましたので、お知らせします。

改正政令の概要

① 概 要

○近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しを行います。※()内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

② 施行日

令和5年1月1日

1 条件付一般競争入札（事前・事後審査方式）事務処理要領

○ 入札参加資格確認書類のうち、「配置技術者の資格・工事経験調書」（第3-1号様式）を改めました。

2 現場代理人取扱要領

3 現場代理人の兼務に関する取扱いについて

4 山口県低入札価格調査実施要領

5 令和4年度補正予算に係る工事の現場代理人兼務要件緩和について

○技術者の専任が義務付けられている請負金額、兼務要件の請負金額について、以下のとおり改めました。

・建築一式工事 7,000万円未満 → 8,000万円未満

・建築一式工事以外 3,500万円未満 → 4,000万円未満

6 監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の途中交代の取扱いについて

○ 例外的に交代を認める場合の共通条件、個別条件の対象となる請負代金の額をそれぞれ改めました。

7 適正な下請契約及び施工体制の確保について

○ 改正政令の施行に伴い、山口県技術管理課のホームページに掲載している以下の様式等の請負代金の額等をそれぞれ改めました。

- ・元請業者提出書類一覧表
- ・現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届
- ・施工体制台帳作成要領
- ・工事作業所災害防止協議会兼施工体制図
- ・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の記入内容について

※詳細は、山口県技術管理課のホームページに掲載している要領等でご確認いただけます。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>)